

「旭川市こども計画（案）」に対して寄せられた意見と市の考え方

○意見募集期間 令和 7 年 1 月 1 7 日から令和 7 年 2 月 2 0 日まで

○意見提出数 2 1 人（個人 1 8 人／団体 3 人） 計 3 8 件

※意見については、原則、原文のとおりとしておりますが、一部読みやすくするために要約・修正を行っています。

※意見の内容ごとに整理し、個人情報や個人の事案に関する表現等については、削除や訂正を行っています。

※匿名により提出者を特定できない意見、本件に対するものではない意見は、計上・公表・回答の対象としておりません。

計画への賛同意見

No.1	計画全般
〔寄せられた意見〕 旭川市の 1 8 歳未満の児童数は、令和 2 年 7 月 1 6 日現在 4 4,3 7 7 人（13.4%）でしたが、令和 6 年 6 月 1 日現在では 4 3,3 2 4 人（12.8%）。この 4 年間で 1,0 0 0 人以上も減少し、少子化傾向に歯止めがかかっていない状況です。 このような現状の中で、今回「旭川市こども計画」を策定する意義はとても重要であると考えています。「社会全体で切れ目のない支援」、「地域全体で支える体制の充実」は極めて重要と考えています。「こども真ん中社会」において、旭川市として今、喫緊の課題（児童虐待、不登校、いじめ、自殺等）をより明確にしてこども計画に反映してほしいと願っています。 さらに、こどもに関わる組織（子育て支援部、こども家庭センター、子総相、おやこ応援課、教育委員会等）が有機的な連携は一層求められていると思います。旭川市の実情が反映され、他市町村にはない独自の創造的な計画が策定されることを期待しております。	
〔市の考え方〕 本計画で定めた基本施策・個別施策については、基本理念の実現に向けて、いずれも欠くことのできないものであると考えております。実際の事業の実施に当たっては、毎年予算措置を要するものがほとんどであります。状況を的確に把握し、その時点における重点を見定めて、事業を計画し、進めてまいります。	

No.2	計画全般
〔寄せられた意見〕 国の少子化対策では、個人が希望するタイミングで出産・子育てが出来る社会作りが目標とされている。その為、妊娠前から妊娠中、出産、そして幼児期に至る迄、切り目の無い保健・医療体制を整備し、母子やその家族が必要な情報や支援を適切に提供する事で、不安や孤立感を軽減し、安心	

して子育てが出来る環境を整える事が必要とされている。

特別な配慮を必要とする子供を含め全ての子供が公平に成長の機会を得る事が出来、社会的インクルージョンの推進にもつながる。

No.3

計画全般

〔寄せられた意見〕

乳幼児期から学童期、思春期に至る時期は、生涯に渡る健康の基盤と成る心身を育む重要な時期で有り、乳幼児期の生活習慣や健康状態は成長してからの健康状態にも大きく影響するとされている。

高校を中退する事に寄り、進学や将来就ける職業の選択肢が狭まり、経済的に不安定な生活につながると易い傾向が有る他、自己肯定感の低下や孤立感の増加等、精神的な影響のリスクが高まる事も有るとされており、乞うした課題に対応する為、中退の予防を図るとともに、中退後の若者の学び直しや社会参加を進める適切な支援が求められている。

その為には、経済的・社会的な背景に左右されず、誰もが望んだ教育を受けられる環境を整える事が重要だ。

〔市の考え方〕

計画案と概ね同様の内容であり、賛同されたものといたします。

計画案の内容に関する質問

No.4

第2章 2 こども・家庭の状況 (3) 児童保護者（母親）の就労状況

〔寄せられた意見〕

p13(3) 児童保護者（母親）の就労状況について、フルタイム・パートタイムの比率が H25 から R5 の推移において上昇しているが、原因は何か。分析はしているのか。

〔市の考え方〕

本数値は、第5章「子ども・子育て支援事業計画」策定に伴い実施した調査に基づくものでありますが、当該調査においては就労状況について現状を回答いただくのみであり、またこうした傾向について分析するための調査は行っていないことから、要因等については把握しておりません。

No.5

基本施策1 2 こども・若者、子育て当事者の意見の適切な社会づくりへの反映

〔寄せられた意見〕

公開されている施策(案)を見ても明記されていないので、1点だけ申し述べます。

①施策はどのような経過をたどって立案されたのか。

②立案にあたっては、「こども」や若者の視点や意見は取り入れられたのか。または、これから具体的に施策を行っていく中で積極的に取り入れていく予定なのか。

国のこども家庭庁の審議委員には大学生など若者が何人か入っていると認識しています。

小学校高学年ともなれば、意見をきちんと述べることもできますから、施策の一番の当事者であ

る小中高校生など「こども」及び大学生や若者の視点や意見を広く取り入れていただきたいと強く希望します。

〔市の考え方〕

本計画は本市の附属機関である「子ども・子育て審議会」での審議などを経て策定してきたところであり、これら一連の経過は計画本編とは別に設ける資料編に記載を予定しております。

また本計画策定に当たっての、こども・若者の意見聴取についてですが、小中高校生へのアンケート調査を行っており、これについても資料編に記載を予定しております。

こどもや若者の意見は、今後本市で進めていくこども・若者に関わるあらゆる施策において最も重視すべきものでありますことから、このことをしっかりと明示するため、本計画では基本方針に掲げ、かつ、基本施策でその方向性を示したところであります。いただきました御意見につきましては、今後、計画を推進していくに当たり、取組の参考とさせていただきます。

No.6

基本施策 2（共通） 1 多様な遊びや体験・活躍できる機会づくり

〔寄せられた意見〕

p26「基本施策 2 1 多様な遊びや体験・活躍できる機会づくり」において、「文化芸術やスポーツなどに親しむ環境の整備」とあるが、これは新たに公園や文化芸術施設を整備する根拠とするためか。また、新たに公園や文化芸術施設を整備する予定はあるのか。

〔市の考え方〕

施策の方向性として「文化芸術やスポーツなどに親しむ環境の整備」を進めていくことを示したものであり、公園や施設の整備に限ったものではないこと、また実際の事業の実施に当たっては、予算措置を含め、その時点における個別の事業計画に基づき検討されるものであり、本計画の中で決定するものはございません。

計画案の内容に対する疑義

No.7

基本施策 2（共通） 4 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

〔寄せられた意見〕

p32 では「認定こども園や保育所、幼稚園など」という記載になっているところ、なぜ p28 は「幼稚園・保育所や学校」という記載になっているのか。

〔市の考え方〕

「こども大綱」における記述に合わせ、いずれも「幼稚園・保育所・認定こども園」に統一いたします。

No.8

第 5 章 2 人口推計

〔寄せられた意見〕

『旭川市まち・ひと・しごと創生総合戦略【第 3 期】(案)』p8 で、令和 9 年の出生数の目標値が

1,573 人と設定しているため、p44 の就学前児童数の令和 9 年の 0 歳児の人数は 1,573 人とすべきではないのか。

〔市の考え方〕

計画案第 5 章の「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法に基づき定める計画であり、今回が第 3 期に当たります。この計画における人口推計に当たっては、第 1 期計画策定時から、推計手法として国が推奨する方法（コーホート変化率法）を使用しており、今回も同様に行ったものです。

『旭川市まち・ひと・しごと創生総合戦略【第 3 期】(案)』に記載の人口は当該計画における目標値として設定したものであり、本計画における推計値とは意味合いが異なるものであります。

第 5 章 4 教育・保育 確保方策に関する考え方 への意見等

No.9

〔寄せられた意見〕

「需給バランスを著しく損なわない範囲で施設の実状に応じた定員変更（増減）を行います。」とあるが、この一文では行政が各施設に対して一方的に定員変更を命じるように感じる。利用定員の変更は各施設の申請に基づくものであるため、この書き方は変えるべきである。

〔市の考え方〕

ご意見の内容を踏まえ、次のとおり修正しました。

(修正前)・需給バランスを ～ 定員変更（増減）を行います。

(修正後)・需給バランスを ～ 定員変更（増減）に係る協議を行います。

No.10

〔寄せられた意見〕

「需給バランスを著しく損なわない範囲で施設の実状に応じた定員変更（増減）を行います。」とあるが、「著しく損なわない」とは一体どのくらいを指しているのか。「著しい」の定義は何か。明確な基準を示すべきである。

〔市の考え方〕

本計画は、施策の方向性を定めるものであり、具体的な事業や取組を示すものではありませんが、いただいたご意見は、計画推進に係る取組の参考とさせていただきます。

(No.11～14 共通の考え方)

No.11

〔寄せられた意見〕

「需給バランスを著しく損なわない範囲で施設の実状に応じた定員変更（増減）を行います。」と

あるが、「実状にあわせ」るためにも、毎年各施設は利用定員の増減をしてよいという解釈でよろしいか。

No.12

〔寄せられた意見〕

「需給バランスを著しく損なわない範囲で施設の実状に応じた定員変更（増減）を行います。」とあるが、この「実状」とは何か。新年度の入園状況を勘案し、毎年度、利用定員を増減することができるという理解でよろしいか。

No.13

〔寄せられた意見〕

「需給バランスを著しく損なわない範囲で施設の実状に応じた定員変更（増減）を行います。」とあるが、どのような時に定員変更を認めるか否かの基準を設け、その基準を公表するのか。

No.14

〔寄せられた意見〕

「需給バランスを著しく損なわない範囲で施設の実状に応じた定員変更（増減）を行います。」とあるが、現在旭川市当局は定員変更について、『一度定員を減少させたら、以後、定員を増加させることはできない』と各施設に行政指導しているが、本計画によって方針変換するという理解でよろしいか。

〔市の考え方〕

定員変更に係る取扱いの詳細については、関係事業者等に適宜通知する予定です。

No.15

〔寄せられた意見〕

「需給バランスを著しく損なわない範囲で施設の実状に応じた定員変更（増減）を行います。」とあるが、「実状にあわせた定員変更」をするために、現在、利用定員の変更に際して理事会の議事録の写しを旭川市は徴求しているが、この点を緩和することはしないのか。ある他市のHPを見る限り、理事会の議事録の写しを徴求していないため、旭川市も利用定員を変更する際の必要書類に理事会の議事録の写しを徴求せずに、利用定員変更の手続きをできるようにしないのか。利用定員変更の手続きの際に理事会の議事録の写しを徴求する根拠法を教えてほしい。

〔市の考え方〕

社会福祉法人等においては、当該法人が行う業務に関する事項は、理事会の決議を得ることとされていることから、業務計画と直接的に関係する定員の変更にに関して、法人として所定の変更手続きの有無を確認するために提出を求めています。

No.16

〔寄せられた意見〕

「各施設に対しては、定員の範囲内での保育の実施を原則とすることを求めています。」とあるが、その1つ上の中黒では「需給バランスを著しく損なわない範囲で施設の実状に応じた定員変更（増減）を行います。」と記載されている。利用定員は「行います」とし、定員の範囲内での保育実施は「求めます」と記載されている違いは何か。

〔市の考え方〕

定員変更について“協議”を行うものと、定員の遵守を求めるものとの違いであります。
定員変更についての記述は、No.9 のとおり修正いたします。

No.17

〔寄せられた意見〕

「認定こども園への移行」における「各号定員の設定に当たっては、供給過剰となることのないよう留意します。」とあるが、p49 で全市で2号区分の教育以外は量の見込みより確保内容が上回っているため、認定こども園に移行しても供給が足りていない2号区分の教育以外は定員設定はできないと解釈できるが、旭川市として認定こども園への移行を実質的に阻む記載ではないのか。

〔市の考え方〕

認定こども園への移行に係る取扱いの詳細については、関係事業者等に適宜通知する予定です。

個別の施策内容に対する提案や要望

No.18

基本方針 3 支援者や関係機関、民間団体等との連携を図りながら進める
基本施策 3 2 地域子育て支援、家庭教育支援
基本施策 4 1 社会全体でのこども・子育て支援の取組の推進

〔寄せられた意見〕

子育てしている方への、安心して旭川で子育てできる、困った時に相談できる、助けてと言える場所がある、助けてくれる相談窓口を知っている、という点について、ここに行けば助けてくれる場所という場所が、現行ではない状況にあると思います。

行政の窓口に行くのは、敷居が高い。窓口に行っても、相談を軽くあしらわれた、窓口、相談先が違うから、別な場所に行くように言われ、子どもを連れて長時間の相談が出来ず、戻ってきた、等。困難を抱えて苦しんでいる、お母さんや子どもの子育て真っ最中の方が、経済的に、また配偶者や子育てに困った時に相談する場所を知らない。わからない。という声も沢山聴きます。行政の窓口相談の際にどの様に問題を解決に導いてくれるのか、一つの答えではなく選択できるような、当事者の気持ちに寄り添った解決方法を示していただけるのか、そして、相談担当、窓口の方の発する言葉や、視線、所作全て細かく観察されておられます。困っても、この人は大丈夫な人か、自分の敵か、味方か、しっかり見ておられます。他都市の様に、しっかり官民連携して、ごちゃまぜでノーネクタイで、こども計画に向けての体制づくりをしていかなければ、少子化に歯止めがかからず、子どもを産みたいと思う人も減る一方だと思われます。

子育てをしている方の多くは、子育て支援センターや、幼稚園、保育園、子ども食堂といった第三の居場所での子育ての相談をされると思います。この相談を迅速に、事件化する前に官民ごちゃまぜ会議のような場所で、共有できれば、子育てをしている当事者の SOS や子どもの助けて！の声も救い上げられるのではないのでしょうか。行政と民間だけでなく助産師や心理士、小児科医等専門知識のある有識者を交えての定期的な月に 1 度程度の子育てを連携、包括して支援する会議を立ち上げてはどうでしょうか。行政は行政の中で、連携が取れているのかもしれませんが、私たち、一民間団体として、民間に重要な相談事項が持ち込まれた場合や、緊急対応必要な際、行政の誰が信用できるか、どこの部署に相談したら良いか、その部署に相談した後に、きちんと対応して頂けるのか、という点にいつも疑問や不安があります。

顔が見えて、相談して、安心して要支援者を繋げられる信頼関係を構築するために。ぜひ市が主導になり、動いていただきたいです。自由に参加してください方式だと結局仲間、その派閥に好意を寄せている方しか集まらず、意見や企画が、偏ったものになりますので、しっかり様々な方が推薦で選び、自由に集める会議にならない様、注意や配慮も必要かと思います。民間は横のつながりが大事、どうして行政の連携が大事と助言受けることが少ないのでしょうか。

旭川で、子どもが生みたい、次の子どもも産んでもいいと思える子育て環境をしっかりと作り、残してください。子育て中のお母さん、疲弊しておられます。

〔市の考え方〕

ご意見、ご提案いただきました内容は、本計画の基本方針の一つとして掲げた、「支援者や関係機関、民間団体等との連携」に関するものであり、計画全体の要となる極めて重要な要素であると認識しております。今後、計画を推進していくに当たり、いただいたご提案を参考にし、取組を進めてまいります。

No.19

基本施策 3 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

〔寄せられた意見〕

医療費助成を、中学生までじゃなく高校生も可能にして欲しい。
子供に手厚い助成が増えれば、旭川に住む人が増えてくれるかも。

〔市の考え方〕

ご提案いただきました内容については、当該拡充を図るための関係条例・予算を令和 7 年第 1 回定例会に提案中ではありますが、これに限らず、今後、計画を推進していくに当たり、いただいたご提案を参考にし、取組を進めてまいります。

(No.20・21 共通の考え方)

No.20

基本施策 3 2 地域子育て支援、家庭教育支援

〔寄せられた意見〕

現在、乳児家庭全戸訪問はおやこ応援課で行っていらっしゃいますが、併せて「うぶごえへの贈りもの事業」として地域の者が全戸訪問するということも大切なことだと思っております。しかしながら、現在「うぶごえへの訪問」は全戸の訪問になっておりません。訪問時「もっと早く来てお話

を聞いて欲しかった」「地域に子育てサロンや子育て支援センターなどがあることは知っていたが敷居が高かった。具体的な説明を聞けて行きたくなった」などの声も多く聞きます。でも行政にはその声が届いていないから今の対応になっているのではないのでしょうか。保護者の育児への不安や悩みに寄り添う地域の者が近くにいることを知る機会となる「うぶごえへの訪問」が持つ意義をご理解いただき、改善されることを求めます。

また、地域で開催されている子育てサロンへも子育て支援センターからの支援をたくさんいただいておりますが、予算的にはかなり厳しそうに見えます。子育て中の保護者の皆様にとりましては大きな支えになっている場所だと思います。物価高の今、事業の規模を縮小せざる負えない状況にならないよう考えていただきたいと思います。

旭川市が安心して子育てのできる街であることをもっとアピールしていかなければ、通勤圏である近隣の町村に居を構える方が増えてしまいます。なぜ転居されるのかを伺っても「旭川市よりも待遇が良いから」というような声を聞くことが多いです。旭川市には何よりこどもを第一に考えていただき、保護者と子育てを周りで支えている機関により多くの支援を考えていただきたいと願っております。

No.21

基本施策 3

2 地域子育て支援, 家庭教育支援

3 共働き・子育ての推進, 男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

〔寄せられた意見〕

1 歳を過ぎた未就学児が利用できる一般型一時預かり保育制度について意見・提言させていただきます。現在一時預かり保育を利用できる施設が市内 13 箇所のみ、かつ各施設約 10 名定員となっておりますが利用希望者に対して利用可能施設の数が少ない印象を受けます。場所についてもばらつきや偏りがある為、施設によっては 1 ヶ月先まで予約が満員で利用したくても利用できない事が何度かありました。

つきましては利用可能施設の増設をぜひ検討して頂きたいです。

〔市の考え方〕

本計画は、施策の方向性を定めるものであり、具体的な事業や取組を示すものではありませんが、いただきましたご意見につきましては、現在実施している取組の参考とさせていただきます。

(No.22 ～ 38 共通の考え方)

No.22

基本施策 2 (共通) 1 多様な遊びや体験・活躍できる機会づくり

〔寄せられた意見〕

- ・室内で小学生の子供でも遊べる施設の増設
- ・子供達が遊んだり、学んだり、交流を深められるイベントの増加

No.23

基本施策 2 (共通) 1 多様な遊びや体験・活躍できる機会づくり

〔寄せられた意見〕

旭川市は子どもと遊べる場所が少ないと思います。たくさんの遊具で遊べる広いところといえば、

もりもりぱーく、ワクワクエッグ（カムイの杜公園）くらいしかなく、夏のワクワクエッグは駐車場もいっぱいに入れず諦めて帰る時があります。もっと子どもが遊べる駐車場も広くて楽しい公園や施設を作って欲しいです。

No.24

基本施策 2（共通） 4 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

〔寄せられた意見〕

障がいのある子供の放課後等デイサービス等利用について、世帯所得が増加することでデイサービスの利用者負担上限が急激に上昇してしまうことに疑問を感じています。

国が定める現在の放課後等デイサービスの利用者負担上限は、生活保護等世帯を除き、所得割額 28 万円未満世帯で月 4,600 円の上限額ですが、28 万円以上世帯になると月 37,200 円にまで跳ね上がります。

旭川市こども計画（案）を読みますと、子育て世帯の経済的負担の軽減の取り組みとして「働く保護者が安心して子供を預けられる環境を整備しました。」との記載がありますが、放課後児童クラブに預けられない障がい児は、デイサービスを頼らざるを得ません。また、仮に児童クラブに預けられた場合であっても、児童同士のトラブルや発達面への影響を考えると、発達支援を専門としたデイサービスを最大限（限度額上限まで）利用したいのが本音です。

児童保護者（母親）の就労状況についての記載を見ますと、フルタイム労働の割合及びフルタイムへの転換希望の割合が増えている状況が調査年ごとの円グラフで示されていますが、それは至極当然のことで、物価高が急速に進行する現況において、少しでも生活苦から脱却したいとの思いから、夫婦共働きの収入で生計を維持しようと必死となって自衛しているというのが本当の姿だと思います。

これらを踏まえると、デイサービスの負担上限に 8 倍以上の差を設けた乱暴な二分割方式については、性別にかかわらずキャリアアップと子育ての両立を目指す世帯の足枷になっている施策であると言わざるを得ません。

計画（案）「基本施策 3」における共働き・共育での推進については、障がい児を抱える世帯において解釈すると、単純に共働きにより所得を増加させるのではなく、“世帯所得を増加させず”に労働と子育ての男女比率を変えるだけの取り組みと捉えてしまいます。

デイサービス負担上限の月 37,200 円は、ただでさえ負担の多い障がい児のいる家族への負担増であり、世帯所得が幾らであれ、とても無視できる様な金額ではありません。ましてや、この物価高を考えると所得割額 28 万円の世帯では、とても裕福であるとは言えない状況だと思います。片やキャリアアップを目指しても、国の施策により頭を押さえつけられてしまう様なイメージと言ったらいいのでしょうか。デイサービスを頼ろうとも大きな利用者負担増があるとしたら、こどもの発達・発育に対する保護者の不安感を払拭するのは、難しいと思います。

かねてより、中学校卒業までの医療費無償化の取り組みについては、医療費負担の多い障がい児世帯にとって、安心してリハビリ等を受けられる、とても良い施策であると感謝しています。同じようにデイサービスの利用者負担を軽減させる取り組みはできないものなのでしょうか。

正直、障がい児を育てる世帯が少数であるが故にその意見が無視され、置いてきぼりにされている感がどうしても否めません。

最後に、私が調べた限りにおいてですが、他市では、市独自の取り組みとして、児童発達支援や

放課後等デイサービス等の児童通所サービスを利用する際の利用者負担上限月額を国の基準の半額以下にしているそうです。旭川市こども計画を掲げる旭川市にできないことではないと思います。

是非とも、ご検討いただきますようお願いいたします。

No.25	基本施策 2（幼児期まで）2 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 基本施策 3 2 地域子育て支援、家庭教育支援
-------	--

〔寄せられた意見〕

生後から1歳半で愛着形成、4歳までにその子の人格形成に重要な幼少期の親や周囲の関わり方が重要です。人間は学んで子育てをする動物です。妊娠期の両親学級や出産後の訪問支援等されていますが、一番子育てが難しくなる幼児期前後の子育てを学ぶ場は少ないです。また、幼児期後期から発達障害の疑いの子が多くなっています。これも乳幼児期の育て方が大きく影響していることがわかっています。父親の子育ても当たり前になってきましたが、不適切養育で二次障害を起こす子もいます。相談だけでなく、両親で学ぶ場を増やし、職員支援者のレベルアップ、民間とも連携して、学ぶ必要を啓発活動をしていただきたい。

発達障害、不登校問題は、これからも増えるでしょう。他の市町村では、不登校訪問看護もされています。子ども支援と同様に親への支援も大切です。民間でも活動している団体への補助や連携も必要だと思います。

No.26	基本施策 2（学童期・思春期） 1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の提供
-------	---

〔寄せられた意見〕

学童期・思春期の取組についてです。インクルーシブ教育、特別支援教育の推進とありますが、1学級あたりの児童数の基準を減らして欲しいです。

現在、私は教諭として市内の小学校に勤務しています。学級編成をする際、情緒学級の児童を抜いた通常学級在籍児童の人数のみで学級数が決まっています。しかし、学校現場では、知的発達に遅れがない情緒学級の児童も通常学級で過ごす時間が長いです。そうすると、例えば、通常学級の在籍児童だけだと30人切っていても、情緒学級の児童を含めると35名が同時に授業を受けることになり、担任だけではなく、児童にとっても負担が大きい状態です。（情緒学級担任も、児童が複数の親学級に授業を受けに行っている状態からだ、複数の教室を行き来することになり、支援を充分にすることができません）

また、支援学級に籍を置いていない様々な特性を持っている児童も年々増えており、教室を飛び出したり、暴れたりすることも多く、学級担任1人で抱えるのはかなり困難です。担任外の職員も、病休に入っている職員の穴埋めをしており、学級のサポートは難しいです。

このような状況で、インクルーシブ教育を充実させるのは不可能です。情緒学級の児童を含めた人数で、通常学級の学級数を決められるようにするか、通常学級の人数を今よりも減らして編成することを可能にするか、基準の変更を望みます。

No.27	基本施策 2（学童期・思春期）2 居場所づくり
-------	-------------------------

〔寄せられた意見〕

放課後児童クラブに関してですが、現在は児童クラブへ入会した子のみが決められた教室でお迎えを待つことが多いかと思います。その為、児童クラブへ入会していない子と放課後に遊ぶ機会が減ってしまい、友だち付き合いにも関わってくるかと思います。

他市では児童館に放課後児童クラブが併設されているようで、共働き家庭の子も学校から帰宅後児童館に遊びに行く子も同じように遊べるのが、友だち付き合いも維持しながらこどもたちの居場所づくりの取り組みとしていいのではないのでしょうか。

No.28	基本施策 2 (学童期・思春期) 2 居場所づくり
-------	---------------------------

〔寄せられた意見〕

母子家庭で、子どもは現在保育園に通園中です。保育所に通っている間は保育士さんが見てくれるのでフルタイムのお仕事も可能ですが、子どもが小学生に上がった時どうしたら良いのか今から不安です。学童保育は聞くとところによると楽しくないらしいですし、民間ではシダックスが運営していると聞きました。なぜ教育のプロではない企業が、？少年野球団や何か習い事などに所属させたいと思っても、母子家庭のうちの子どもには無理なのだろうかとか今から不安に思っています。

No.29	基本施策 2 (学童期・思春期) 5 いじめ防止
-------	--------------------------

〔寄せられた意見〕

- ・ いじめ防止の対策

No.30	基本施策 2 (学童期・思春期) 6 不登校のこどもへの支援
-------	--------------------------------

〔寄せられた意見〕

不登校や病気の児童・生徒のためのリモート授業導入について

現在、不登校や病気（インフルエンザやコロナなどの自宅待機の期間を含む）の子供は授業を受けられない状況が続いていますが、その結果、学習の遅れや孤立が深刻化しています。特に病気療養中の児童・生徒にとっては、学校復帰のハードルが高くなっています。

学校の授業をオンラインで配信し、不登校・病気の児童・生徒もリアルタイムまたは録画で授業を受けられるようにできればと思います。これにより、学校復帰の際にスムーズに授業に追いつけるかと思います。タブレットを最大限に活用して教育機会の喪失をなくすためにもリモート授業の導入を強く要望いたします。

ぜひ、市としての検討をお願いしたい。

※市から補足

病気による欠席については、不登校に含まれないため、不登校の子どもへの支援には含まれないものですが、不登校の児童生徒やインフルエンザやコロナなどで出席停止となった児童生徒の中で、療養期間中に症状が軽減した場合については、保護者と学校で相談の上、オンラインでの授業配信をすることが可能であり、市内小中学校でも既に対応しております。

No.31	基本施策 3 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
-------	-----------------------------

〔寄せられた意見〕

- ・ 子供の医療費の助成対象の年齢の拡大
- ・ 子供の教育資金にもっと補助などをだして、家計の負担を減らして欲しい

・就学援助対象者の拡大 ・物価高騰に対する対策	
No.32	基本施策3 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
〔寄せられた意見〕 多子世帯の車の税金や車検等に関する対策。 今の世の中は学校でも車を各家庭で所有しているのを前提としています。何かあると送迎と言う話が出ます。ですが、多子世帯は軽自動車では子供全員が乗れず。チャイルドシートを着けると余計に乗れません。大きな車の使用になってしまいます。贅沢品とされていた車が今は当たり前の世の中で子供が多いと税金も車検もお金がかかります。子育てしていく上でお金も食費もかかる事に加えて子供が多いと仕方の無い事ばかりです。高収入の家庭しか子供を多く産めないことになってしまいます。物価高で大変な時代に余計に子供が少なくなる。多子世帯は貧困になってしまう。他の子ができることを我慢しなくてはいけないのは違うと思います。子供が多いと共働きでも子供のために学校行事に参加する母は仕事を休むや早退する。収入が減る。子供がいる分に休みが多くなってしまいます。もう少し、多子世帯に優しい世の中になってくれるといいと思います。何人育ててもお金のかかる金額が変わらないようにするいいと思います。	
No.33	基本施策3 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
〔寄せられた意見〕 子どもへの教育・将来のことを考えたときに、経済的な心配が第一に上がってきます。子に満足いく暮らし、教育を受けさせるためには、お金が必要です。そのためには夫婦とも働いています。安心して引き続き子育てをするために、こんな施策があったら良いな、嬉しいなと思うことを記入させていただきます。「旭川子ども計画」に沿った内容ではないかもしれませんが、ご了承ください。 ・公立学校の給食費無償化 ・第一子からの保育料無償化 上記の施策は他都市で実施、実施予定の事業です。素人考えだと他都市でできるのなら、旭川市でもできるのではないかと期待をしています。妊娠中・出産後も旭川市の支援や助成を受けさせていただいていますが、所得制限などもあり、利用料がかかることもあります。子のために一生懸命働き、世帯収入が上がってしまうと、支援助成が無かったり利用料が高くなったりして、何のために働いているのかと悲しくなります。特に0～2歳の保育料に関しては、所得に関わらず同等の金額（または同等に近い金額）で同じ保育を受けることができることを期待します。	
No.34	基本施策3 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
〔寄せられた意見〕 進学準備に費用がかかるのももちろんですが、今までに比べほぼ2倍になる給食費、学童（放課後児童クラブ）費に頭を抱えています。我が家は課税世帯の為、月額2人分で給食費約10,000円、民間委託児童クラブ7,000円第二子は割引となり4,200円の合計月額約21,200円かかります。度重なる物価上昇に対し賃金上昇は追いつかず只々家計は苦しくなるばかりです。私の努力が足りないばかりに半端な課税世帯となっている情けなさがありますが、非課税世帯、低所得者世帯で様々な免除をされているご家庭がその分で習い事等の教育に力を入れている矛盾さにもどかしさを感じる	

こともあります。世代的に子供の成長に伴い自宅を購入する知人も増えてきましたが、旭川市を離れ、給食費無償化等子育て支援の充実している近隣自治体へ移住し旭川へ通勤するという世帯が目に見えて増えてきている印象です。財源確保が困難なことも承知の上ですが、生産人口の流出を抑える為、納税人口を増やす為にも保育園の副食費無償化、小中学校の給食費無償化、学童保育の無償化、児童手当の拡充の実現を切に願います。出産の為の支援も大切なことですが、旭川市で子育てを続けていける環境を近隣自治体よりも大きく改革して旭川モデルと言われる位の施策を期待いたします。

また、「子供２人」家庭に対しての支援の拡充を期待します。第３子以降への手当での拡充は素晴らしい施策だとは思いますが、住宅問題や、自家用車へチャイルドシート３脚載せるにはミニバンへ買い替えざる得ない問題と第３子をもうけるには経済的な壁が多くあります。第２子への支援の乏しさから、本当は第２子が欲しいが経済的に第１子だけというご家庭も多く見受けられます。人口減少の転換として第３子以上ないと意味がないとは思いますが、まずは第２子までを不安無く産め、育てていける支援を検討していただければ幸いです。

No.35	基本施策３ １子育てや教育に関する経済的負担の軽減 基本施策２（青年期） １高等教育等の修学支援，高等教育環境等の充実支援
-------	--

〔寄せられた意見〕

高等教育等の修学支援，高等教育環境等の充実支援について

現在の高等教育の就学支援制度は、多子世帯や収入上限など条件があり、共働き・子供二人の家庭にはほぼ使えません。旭川市独自で、高等教育就学支援制度の「多子世帯・収入上限」をなくしていただきたいです。

また、旭川市の奨学金も収入上限があり使えません。私立理系の進路となると、親の貯金+子供の借りられる奨学金だけでは到底足りません。世帯収入ではなく、学費+実験実習費で判断していただきたいです。

子供の夢を応援したいです。

No.36	基本施策３ １子育てや教育に関する経済的負担の軽減 基本施策２（共通） ３こどもの貧困対策
-------	--

〔寄せられた意見〕

今回の施策(案)にはありませんが、こどもの貧困対策・経済的負担軽減の一環として家庭事情によって子供の教育に差ができないようにするためにも

①旭川市内の子どもたちの学校給食費・放課後児童クラブの無償化について

②旭川市内の小中高校のスキー授業の際のリフト代や道具の購入・レンタルの援助も検討していただけますか。

特に②について、学校から冬休み期間に家庭でスキー場に連れて行き、リフトに乗る練習をできる限り求められてます。防寒着を含めスキー道具一式を用意しても成長に応じて買い直しが必要となること、リフト代が年々値上がりしており生活を逼迫しているため支援・援助のご検討をお願いいたします。

No.37	基本施策３ ４ひとり親家庭への支援
-------	-------------------

〔寄せられた意見〕

1歳の子どもがいますが、母子家庭でフルタイム勤務をしているため、一緒に居られる時間が本当に少ないです。パートでは生活していけないので頑張って働いていますが、もっと子どもと過ごす時間が欲しいです。時間は本当に貴重だと思います。お金での支援もそれはそれでありがたいですが、それよりも親子の時間が欲しいです。頑張ってフルタイムで働いて納税するので、有給の特別休暇を設けるなどしていただきたいです。

No.38

基本施策4 1 社会全体でのこども・子育て支援の取組の推進

基本施策2 (共通) 1 多様な遊びや体験・活躍できる機会づくり

〔寄せられた意見〕

私が住んでいる地区は公園やこども園が近くにあり、これからも子育てがしやすいような環境でとても有難いです。一方で、寂然としないこともあります。

こども園の運動会やイベントの度に先生が「騒がしくして申し訳ないが…」という旨のお手紙を届けてくださっています。私としては、のびのびと子どもたちに運動会やイベントを楽しんでもらいたいので、開催には大賛成ですし、こども園の先生方の働きには頭が下がります。ただ、そういったお手紙を各家庭に届けなければならないのは先生方にとって負担でしかありませんし、そうしなければならないほど社会は子どもの活動に不寛容なのか...と思ってしまいます。

また、遊具のない公園や、遊び方を大分狭められている公園もあり、勿論周りへの配慮は必要ですが、何もできない公園か...と残念な気持ちになることもあります。

こういった点が改善されれば、もっと過ごしやすくなるのかな、と思う次第です。

〔市の考え方〕

本計画は、施策の方向性を定めるものであり、具体的な事業や取組を示すものではありませんが、いただきました御意見につきましては、本計画に掲げる施策の方向性と一致しており、今後、計画を推進していくに当たり、取組の参考とさせていただきます。